

## ■ ろうきんクラブアソシエール規約 ■

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名称)

この会は、「ろうきんクラブアソシエール」(以下、「本会」という)。

#### 第2条 (事務所)

本会の事務所は、札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル3階に置く。

#### 第3条 (目的)

本会は、北海道労働金庫など勤労者福祉事業団体等が行う会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的地位と生活福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 北海道労働金庫など勤労者福祉事業団体等が行う勤労者福祉事業の利用
- (2) 会員の生活福祉向上に関する活動
- (3) 会員の生活福祉向上に係る知識向上に関する活動
- (4) その他、本会の目的の達成に必要な活動

### 第2章 会 員

#### 第5条 (会員の資格)

本会の会員は、本会の目的に賛同した以下の個人とする。

- (1) 北海道労働金庫の営業管轄内に居住または勤務する勤労者
- (2) 北海道労働金庫の会員間接構成員と生計を共にする配偶者およびその親族
- (3) 北海道労働金庫の会員間接構成員を主債務者とする融資におけるその連帯債務者
- (4) 北海道労働金庫の営業管轄内に居住する「勤労者であった者(退職者)」で、北海道労働金庫との預金取引を希望する者
- (5) 北海道労働金庫の営業管轄内に居住する者で、北海道労働金庫の理念に共感して預金取引を通じて勤労者の福祉向上への貢献を希望する者
- (6) その他、本会が特別に認める者

#### 第6条 (会員の構成)

本会は、過半数を勤労者とし、以下の会員で構成する。

- (1) 利用会員  
利用会員とは、北海道労働金庫等の各種商品制度の利用など、本会が提供するサービスを利用する会員を指し、所定の手続きによって利用会員として入会した者。
- (2) 運営会員  
運営会員とは、本会の事業活動の担い手として本会の活動に責任を負う会員を指し、第17条に定める総会の任命を受けて所定の手続きによって運営会員として入会した者。

#### 第7条 (入会)

本会に加入を申し込む者は、所定の入会申込書を提出するものとする。ただし、本会が特別に認める場合は、入会申込書の提出を省略することができる。

- 2 本会に加入を申し込む者は、入会金1,000円を納入しなければならない。ただし、本会が特別に認める場合は、入会金の納入を免除することができる

#### 第8条 (退会)

会員は、所定の退会届を提出することにより、本会を退会することができる。

- 2 会員が次の事由に該当した時は、退会したものとみなす。
  - (1) 死亡
  - (2) 第9条に定める届け出がなされず、郵便物等が不着になるなど一定期間以上会員の所在が不明の場合
  - (3) 本会の名誉を毀損、または定めた規則や公序良俗に反する行為があった場合
- 3 前項にあたり、利用会員については特に本会からの通知を要せず退会になるものとする。運営会員については総会の議決により退会・除名することができる。

### **第9条（変更）**

会員は、退職、転職、転居等により入会申込書に記載した事項に変更が生じた時は、速やかに所定の手続きにより届け出をしなければならない。

### **第10条（拠出金の不返還）**

会員が退会・除名する際に、入会金およびその他の納入金がある場合でも、これを返還しない

## **第3章 役員**

### **第11条（役員）**

本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査 2名

### **第12条（役員の任務）**

役員は、第3条および第4条に掲げた目的、活動を達成するため、以下の業務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は、総会、幹事会の決定に基づき会務を執行する。
- (4) 事務局次長は、事務局長の執行を補佐する。
- (5) 幹事は、幹事会を構成し、会の業務決定に参加する。
- (6) 監査は、本会の財産および業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

### **第13条（役員の選出）**

役員は、総会の決議により、第6条に定める運営会員の中から選任する。

### **第14条（役員の任期）**

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、期の途中においても代わりの役員を補充することができる。その場合は総会の承認を必要とし、任期は前任者の残余期間とする。

### **第15条（役員の解任）**

役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

## **第4章 会議**

### **第16条（会議）**

本会は、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

### **第17条（総会）**

総会は、本会の最高決議機関とする。

- 2 会長は、毎事業年度終了後、原則として3ヵ月以内に定期総会を招集する。
- 3 総会は、第6条に定める運営会員によって構成し、委任状を含む過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は役員のうちから選出する。
- 5 議決は議長を除く出席運営会員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。
- 6 定期総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画、予算の決定
  - (2) 事業報告、決算の承認
  - (3) 運営会員の任命、役員の選任
  - (4) その他、本会が必要と認めた事項
- 7 会長は、次の事項に該当する場合、1ヵ月以内に臨時総会を招集する。
- (1) 会長が必要と認めたとき

- (2) 幹事会の議決があったとき
- (3) 運営会員の過半数から請求があったとき
- (4) 監査から請求があったとき

#### **第18条（幹事会）**

- 幹事会は、本会の審議および運営機関とし、本会の運営に関する事項を決定する。
- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 幹事会は、第11条に定める役員によって構成し、委任状を含む過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は会長が務めるものとする。
- 5 議決は議長を除く出席役員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。
- 6 幹事会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画のほか、総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すること
  - (3) 利用会員の管理に関すること
  - (4) その他、本会の運営に関すること

### **第5章 機 関**

#### **第19条（事務局の設置）**

会長は、本会の運営を円滑に進めるため、第2条で定める事務所所在地に事務局を置く。

- 2 会長は、必要に応じて事務局に事務局員を置くことができる。
- 3 事務局は次の事項を遂行する。
  - (1) 会員の入退会の管理、会員名簿の作成
  - (2) 会計、財産の管理
  - (3) 総会議案書の作成、諸会議資料の作成
  - (4) 入会案内、会員向け会報の作成
  - (5) その他、本会の運営に係る事項

### **第6章 会 計**

#### **第20条（財政）**

本会は、入会金、配当金、預金利息、助成金、還元金、寄付金、その他の収入により運営する。

#### **第21条（会計年度）**

本会の会計年度ならびに事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

### **第7章 解散および残余財産の処分**

#### **第22条（解散）**

本会の解散は、総会において委任状を含む運営会員の3分の2以上の同意を要する。

#### **第23条（残余財産の処分）**

本会の解散後の残余財産は、総会において委任状を含む運営会員の3分の2以上の同意があれば、本会と類似の目的を有する団体に寄付することができる。

### **第8章 附 則**

#### **第24条（規約）**

本会の規約の改廃は、総会が行う。

- 2 本会の規約に定めのない事項は、総会の決定により行う。
- 3 本会の規約は、2005年1月28日より施行する。

#### **第25条（改定）**

一部改定	2017年6月27日	実施日	2017年6月27日
一部改定	2026年1月26日	実施日	2026年1月26日